

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 7 月

情報・テクノロジー

英国データ保護法の改正について

弁護士 [池田美奈子](#)

第1 はじめに

英国では、2025 年 6 月 19 日、2025 年データ利用及びアクセス法（Data Use and Access Act 2025、以下「DUAA」といいます。）が成立しました。DUAA は、英国における個人データ保護法の基礎となる英国 GDPR 及び 2018 年データ保護法（Data Protection Act 2018）の改正を含むものであり、データ主体の権利保護とともに、より柔軟なデータの利活用を促進するものです。なお、DUAA の大半の規定は未施行であり、具体的な施行時期は今後定まる予定です。

本稿では、DUAA における改正点のうち、①自動化された意思決定、②データ主体によるアクセス請求、③苦情申立て手続、④正当な利益の明確化、⑤認められた正当な利益の導入、⑥情報委員会の設立について、それぞれの概要を解説します。

第2 改正法の主要ポイントとその概要

1 自動化された意思決定

自動化された意思決定¹は、誤判断や差別を助長するリスクがあることから、現行の英国 GDPR では、個人に法的効果をもたらす、又は類似の重要な影響を与える自動化された意思決定は、①契約の履行に必要な場合、②法律で明示的に認められている場合、又は③データ主体の明確な同意に基づく場合を除いては禁止されています。

DUAA は、自動化された意思決定に対する規制を緩和し、特別な種類の個人データ（人種、

¹ 自動化された意思決定とは、DUAA により、意味のある人間の関与がない状態で行われる重大な意思決定を指すとされています。具体的には、自動的なローン審査、雇用選考、保険料の算出などが該当します。

政治的な意見、健康に関するデータなど）に関わる場合にのみ、事業者に対して厳格な規制（本人の明確な同意がある場合、又は英国法において、公益のために必要であり、適切な保護措置がある場合に限定）を課すこととしています。他方、それ以外の個人データについては、自動化された意思決定の規制から外れるものの、その意思決定がデータ主体に関連する場合には、適切な保護措置の実施が求められることとなります。具体的には、事業者は、データ主体に対し、自動化された意思決定に関する情報を提供する義務が明確化されました。また、データ主体は人間による関与を求め、その意思決定に異議を申し立てることができる権利を保障されています。

以上のように、DUAA は、自動化された意思決定が許容される場面を緩和しつつ、データ主体に対する保護措置を強化することとしています。

2 データ主体によるアクセス請求

DUAA は、データ主体によるアクセス請求に関して、新たな規定を設けています。主な変更点は以下のとおりです。

(1) データ主体からの請求への対応期限

データ主体によるアクセス請求への対応に関する標準的な期間は従来通り 1 か月から変更されていませんが、事業者が、請求者の身元を確認したり、請求の範囲について明確化を求めたりする場合、対応期限の進行が一時停止されることとされました。

また、データ主体からの請求が複雑又は多数である場合には、対応期限を 2 か月延長できることとされています。

(2) データ主体からの請求による検索の限定

DUAA では、事業者は、データ主体からのアクセス請求に対応する際、合理的かつ比例的な検索を行えば足りるとされています。これは、既存の ICO のガイダンス成文化したもので、データ主体が請求できるのは、このような調査によって検索できる範囲内の情報に限られることが確認されています。

なお、前記のとおり、DUAA の大半の規定は未施行ですが、本規定については、DUAA の成立と同時に施行されています。

3 苦情申立て手続

DUAA は、データ主体に対し、自身の個人データに関して法違反があると考える場合に苦情申立てを行う権利を認めています。事業者は、データ主体による苦情申立てに対する支援を提供する義務があり、具体的には、電子フォームでの苦情申立てを可能にするなどの対応を行う必要があります。また、事業者は、苦情申立ての受領を 30 日以内に認識し遅滞なくこれに回答することや、処理状況を速やかに報告することが求められます。

これにより、データ主体は、自身に対する権利侵害をより容易に申告できるようになり、また、事業者は、透明性をもって苦情への対応を行うことが求められます。

4 正当な利益の明確化

従来の英国 GDPR では、いわゆる「正当な利益」を法的根拠とする個人データの処理が認められてきましたが、どのような場合に正当な利益が認められるかについては曖昧な点も多く、この点の明確化が求められていました。

DUAA は、①ダイレクトマーケティングのために必要な場合、②管理目的のために必要なグループ内での個人データ移転、並びに③ネットワーク及び情報システムのセキュリティ確保のために必要な場合が、正当な利益に基づく個人データの処理に当たることを明確に規定しました。

5 認められた正当な利益の導入

DUAA では、認められた正当な利益（Recognised legitimate interest）という概念が導入されました。これは、個人データの処理の法的根拠を新設し、公益性や社会的利益を重視した個人データの利活用を促進するためのものです。

認められた正当な利益においては、処理の必要性は求められるものの、従来の正当な利益に基づく個人データの処理とは異なり、処理による利益と個人の権利・自由への影響との比較衡量の必要がないとされています。認められた正当な利益の具体例としては、公共の利益のために行われる職務遂行のための取扱い、安全保障、緊急事態への対応、犯罪の抑止及び検知、並びに傷つきやすい個人の保護等が挙げられています。

この制度により、データ保護と公益的なデータ利活用のバランスが図られ、社会的価値の高い個人データの利活用が促進されることが期待されます。

6 情報委員会の新設と監督体制の改革

DUAA は、従来の情報コミッショナー（Information Commissioner）制を廃止し、複数のコミッショナーによる合議制の情報委員会が新設されることとなりました。これにより、データ保護機関としての専門性、多様性、意思決定の透明性が向上すると期待されています。

第3 まとめ

DUAA は、AI 技術の普及やビッグデータの活用が進むデジタル社会において、個人のプラ

イバシー権を守りながら、データの利活用を促進することを目的としたものと評価できます。

英国は、2020年1月31日のブレクジット後も、EUのGDPRとほぼ同内容の個人データ保護法制を維持してきましたが、DUAAは、ブレクジット後初となる本格的な法改正となり、英国の個人データ保護法制は、EUとは袂を分かつことになりました。英国に対する十分性認定に関しては、先日、欧州委員会は十分性認定を維持する方針を固め、現在は同認定の更新手続に入っています。

DUAAは、従前の英国の個人情報保護法制に対して抜本的な変更を加えるものではなく、また改正内容の多くは規制を緩和するものであるものの、DUAAが適用される個人データの取扱いがある企業においては、DUAAの施行に備え、現状の取扱状況を確認の上、体制を整備することが推奨されます。

【執筆者】



池田美奈子

Email: minako.ikeda@iwatagodo.com

2009年 Michigan Law School (LL.M.) 修了、2010年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010年 NY 州弁護士登録、2013年 弁護士登録。コーポレート案件、クロスボーダーの取引案件を中心に、データ・プライバシーやヘルスケア分野の案件を多く手掛ける。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士110余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。